

- 5 管理の内容
 (1) 兼用工作物の新設(道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。)、改築、維持又は修繕は、道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。))については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
 (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
 (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間
 平成15年5月23日から道路の存続する日まで

熊本県告示第642号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県玉名地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成15年6月13日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 河川の名称
 二級河川唐人川水系唐人川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
 唐人川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
 金比羅線
 玉名郡天水町大字部田見字築合2807番2地先から
 玉名郡天水町大字部田見字築合2759番1地先まで
 受免生目線
 玉名郡天水町大字小天字四ノ切7643番1地先から
 玉名郡天水町大字小天字四ノ切7643番3地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
 道路管理者 天水町 代表者 天水町長 吉田勝也
 玉名郡天水町大字小天7196番5
- 5 管理の内容
 (1) 兼用工作物の新設(道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。)、改築、維持又は修繕は、道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。))については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
 (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
 (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間
 平成15年5月28日から道路の存続する日まで

熊本県告示第643号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年6月13日

熊本県知事 潮谷 義子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
通所介護サービスセンター みずほ 下益城郡砥用町大字安部235-1番地	医療法人社団白寿会	平成15年6月2日

熊本県告示第644号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成15年6月13日

熊本県知事 潮谷 義子

名称	代表者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
フルキ石油株式会社	古木正行	阿蘇郡一の宮町宮地2313番地	平成15年6月1日